（別紙）

**平成２９年度老齢厚生年金関係手続及び留意事項等**

　　１　　老齢厚生年金に係る手続等について（予定）

（１）定年退職者

（２）定年前退職者

（３）再任用・勤務延長等（フルタイムに限る）終了予定者

（４）年金の支給について

　２　　定年退職者に関する留意事項

（１）老齢厚生年金・老齢基礎年金の繰上げ受給について

（２）退職後、再就職の予定がある場合

（３）年金額の試算について

（４）配偶者（60歳未満）の公的年金への加入について

　 ３　　定年前退職者に関する留意事項

（１）公的年金への加入について

（２）年金額の試算について

　 ４　　障害厚生年金について

（１）障害厚生年金の支給要件

（２）事後重症制度について

　 ５　　遺族厚生年金について

（１）遺族厚生年金の支給要件

（２）遺族の範囲

　　　（３）遺族基礎年金について

６　 本通知の取扱いについて

* 上記については、平成２９年４月時点の制度等により記載しています。

公立学校共済組合千葉支部年金班

　　　　　電話　０４３－２２３－４１１５・４１１６

　　　〒260－8619　千葉市中央区市場町１－１

**１　老齢厚生年金に係る手続等について（予定）**

1. **定年退職者**

　平成３０年１月　「退職届書」の提出

平成２９年度末定年退職者については、年金受給開始年齢が６３歳であるため、年金待機者として登録することから、平成２９年度中に年金請求書を提出いただくことはありません。

　　　　１２月中旬に所属（千葉市除く市町村費職員分は市町村教育委員会）へ「退職届書」を配布しますので、期限までに年金班へ提出してください。（詳細別途通知）

　　　　「退職届書」による手続きが終了し、年金待機者として登録されると、公立学校共済組合本部から組合員の自宅へ「年金待機者となられた方へ」及び「年金待機者登録通知書」が順次郵送されますので、大切に保管してください。

※ 年金待機者として６３歳に達する前日に年金受給権を取得し、翌月分から年金の

一部が支給されます。

受給権発生月の約２ヶ月前に公立学校共済組合本部より組合員の自宅へ年金請

求書類が送付されますので、記載の上必要書類と併せて提出いただくこととなり

ます。ただし、退職後に公立学校共済組合以外の年金制度に加入された方は、当

該制度所管機関から請求書類が送付されます。

（公立学校共済組合本部　℡　０３－５２５９－１１２２）

※ 平成３０年４月からフルタイム再任用となる方は、引き続き公立学校共済組合員となるため、待機者登録は行いませんが、退職届書は提出してください。年金受給権発生時点で組合員である方は、フルタイム再任用先の所属へ受給権発生月の１～２ヶ月前に千葉支部から年金請求書類を配布しますので、提出期限までに年金班へ提出してください。

1. **定年前退職者**

　退職時　「退職届書」の提出

　　　　退職時に「退職届書」を、所属（千葉市除く市町村費職員は市町村教育委員会） 経由で年金班へ提出してください。

　　　　「退職届書」による手続が終了し、年金待機者として登録されると、公立学校共済組合本部から組合員の自宅へ「年金待機者となられた方へ」及び「年金待機者登録通知書」が順次郵送されますので、大切に保管してください。

※ 年金待機者が一定の年齢に達すると、年金受給権を取得し、翌月分から年金の一部が支給されます。（支給開始年齢は生年月日により順次引き上げられています。）

受給権発生の約２ヶ月前に組合員の自宅へ請求書類が送付されます。送付元は原則として、最後に加入していた年金制度を所管する機関となります。

　　（公立学校共済組合本部　℡　０３－５２５９－１１２２）

1. **再任用・勤務延長等(フルタイムに限る) 終了予定者**
	* 1. **昭和２７年４月２日～昭和２８年４月１日生まれの方**

６５歳到達時　「裁定請求書等」・平成３０年３月　「改定請求書」提出

　６５歳から本来支給の老齢厚生年金の支給が始まります。加給年金額の請求書類と併せて関係書類を誕生月の約１～２ヶ月前までに所属へ送付しますので、提出期限までに年金班に提出してください。（６５歳を過ぎると在職支給停止の基準額が緩和されるため、在職中でも支給があります。）

またフルタイム再任用終了による改定請求書類についても年度末に送付します（誕生月が年度末に近い方は上記と同時期に送付します）ので、提出期限までに年金班へ提出してください。（詳細別途通知）

* + 1. **昭和２８年４月２日～昭和２９年１０月１日生まれの方**

　　　平成３０年３月　「改定請求書」・「老齢厚生年金請求書」等の提出

退職共済年金に係る改定請求書と、平成２７年１０月からの被用者年金一元化後の組合員期間に係る老齢厚生年金決定請求書を提出いただくこととなります。

２月下旬～３月の間に再任用・勤務延長等（フルタイムに限る）終了希望者の調査を行い、該当者のいる所属（千葉市除く市町村費職員分は市町村教育委員会）へ関係書類を配布しますので、提出期限までに年金班へ提出してください。（詳細別途通知）

* + 1. **昭和２９年１０月２日～昭和３１年４月１日生まれの方**

　平成３０年３月　「改定請求書」の提出

上記の方は、老齢厚生年金に係る改定請求書を提出いただくこととなります。

２月下旬～３月の間に再任用・勤務延長等（フルタイムに限る）終了希望者の調査を行い、該当者のいる所属（千葉市除く市町村費職員分は市町村教育委員会）へ当該請求書を配布しますので提出期限までに年金班へ提出してください。（詳細別途通知）

* + 1. **昭和３１年４月２日～昭和３２年４月１日生まれの方**

上記の方は、支給開始年齢が６２歳であるため、退職届書を提出いただきます。

２月下旬～３月の間に再任用・勤務延長等（フルタイムに限る）終了希望者の調査を行い、該当者のいる所属（千葉市除く市町村費職員分は市町村教育委員会）へ退職届書を配布しますので、提出期限までに年金班へ提出してください。

６２歳誕生日の１～２ヶ月前に共済組合本部又は千葉支部から年金請求書類を送付しますので、年金受給権発生日到達後（６２歳の誕生日以降）、請求書類を提出していただくことになります。（詳細別途通知）

* + **年度途中に退職する場合は、必ず年金班に連絡してください。**
1. **年金の支給について**

平成２９年度末定年退職者は、６３歳の誕生日以降、年金決定後、指定口座へ振り込まれます。振り込みは各偶数月に、前２ヶ月分の年金となります。

再任用・勤務延長等終了者は、各偶数月に、前２か月分の年金が指定口座へ振り込まれます。※**退職後初回の支給につきましては、事務手続の関係上、支給日が８月以降（３月末退職の場合）になる見込みです**ので、御承知おきください。

**２　定年退職者に関する留意事項**

1. **老齢厚生年金・老齢基礎年金の繰上げ受給について**

　　老齢厚生年金は以前は６０歳から特別支給の年金が支給されていましたが、昭和２８年４月２日以降に生まれた方は、生年月日に応じて、その支給開始年齢が段階的に

　６１歳から６５歳までに引き上げられています。

　　ただし、６０歳に達した以降、支給開始年齢に達する前に繰上げの請求をした場合は、

繰上げ支給の老齢厚生年金を受けることができます。

【繰上げしない場合】

　60歳　　　　　　　63歳　　　　　　　　　　65歳

|  |  |
| --- | --- |
|  　特別支給の老齢厚生年金 | 老齢厚生年金 |
| 老齢基礎年金 |

　【６０歳から繰上げした場合】

　60歳 　　　　　　　　　　　　　　　　　　65歳

|  |
| --- |
| 繰上げ支給の老齢厚生年金　（繰上げ月数1月あたり0.5%減額） |
| 繰上げ支給の老齢基礎年金　（繰上げ月数1月あたり0.5%減額）  |

▲請求日

　繰上げ支給の老齢厚生年金は、以下のような制限があります。

　　　ア．繰上げ月数１月あたり０．５％減額され、請求の取り下げは出来ません。（一生涯、減額された年金額となります。）

　　　イ．通常６５歳から受給する「老齢基礎年金」を同時に請求する必要があります。

　　　　　（老齢厚生年金のみの繰上げ請求は認められません。）

ウ．障害基礎年金および事後重症による障害厚生年金の請求は出来ません。

　　　エ．特別支給の老齢厚生年金は、在職中は原則支給停止となります。

　　　　繰上げ請求は、老齢厚生年金の手続きとは別に請求手続が必要となります。繰上げを希望する方は、平成３０年２月中に希望者本人が年金班まで電話連絡をお願いします。繰上げ請求書等関係書類を所属へ郵送します。

1. **退職後、再就職の予定がある場合**
2. **引き続き公立学校共済組合等に加入する場合**

　　フルタイム再任用・勤務延長等で引き続き常勤の公務員となる場合は、公立学校共済組合等に加入することになります。

* 年金受給額の調整について

　　共済組合員として在職する間は、年金は全部又は一部が支給停止となります。再任用等終了時にその期間を年金の算定期間に算入します。

1. **厚生年金（日本年金機構･私学共済）に加入する場合**

　　再任用（フルタイム及びハーフを除く）・退職日々雇用、嘱託職員若しくは私立学校・民間企業に再就職する方は、勤務形態によっては、厚生年金制度に加入することになります。

* 年金受給額の調整について

６５歳までは、総報酬月額相当額（標準報酬月額＋その月以前１年間の標準賞与合計額／１２）と年金月額の合計が２８万円を超えた場合、年金の全部又は一部が支給停止となります。６５歳以降は総報酬月額相当額と年金月額の合計が４６万円を超えた場合、年金の全部又は一部が支給停止となります。

　　　　※再任用ハーフの場合は、厚生年金へ加入しませんので、年金受給額の調整は行われません。

1. **年金額の試算について**

　　　試算は、ライフプラン相談室（０４３－２４４－５４７７）で受け付けています。（試算額は見込額であり、実際の支給額とは異なります。）

1. **配偶者（６０歳未満）の公的年金への加入について**

　　　共済組合員が扶養する配偶者は、「国民年金」に「第三号被保険者」として加入しています。共済組合員が退職するとき配偶者が６０歳未満ならば、「国民年金」の「第一号被保険者」等として加入する義務が生じます。

　　　共済組合の「任意継続組合員」になる場合でも、こちらは健康保険上の制度であり年金制度に加入するものではないので、配偶者は「第三号被保険者」には該当せず、別途年金制度への加入が必要です。

**３　定年前退職者に関する留意事項**

1. **公的年金への加入について**

６０歳までは何らかの公的年金制度に加入する義務がありますので、退職後の職業等に応じて速やかに加入手続きを行ってください。なお、｢任意継続組合員｣は健康保険上の制度であり年金制度に加入するものではありませんのでご注意ください。

1. 厚生年金　　　→　民間企業のサラリーマン、公的機関の臨時的任用・非常勤職員等
2. 私学共済年金　→　私立学校の教職員
3. 国民年金　　　→　自営業、農業、無職等①･②に該当しないすべての者

①②の加入者の被扶養配偶者（第三号被保険者）

　　　**なお、組合員の配偶者が第三号被保険者であった場合、組合員が退職すると配偶者の第三号被保険者資格も喪失しますので、上記と同様に加入手続きを行ってください。**

1. **年金額の試算について**

「退職届書」の内容が登録され次第試算できます。試算は、ライフプラン相談室　　　（０４３－２４４－５４７７）で受け付けています。（試算額は見込額であり、実際の支給額とは異なります。）

**４　障害厚生年金について**

　障害厚生年金は在職中の病気やケガによって障害状態となったときに支給されます。

被用者年金一元化後（平成２７年１０月から）は、在職中であっても障害厚生年金が支給されています。（職域年金相当部分を除く）

**（１）　障害厚生年金の支給要件**

１　「初診日」（傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）において組合員であること。

２　「障害認定日」（「初診日」から起算して１年６月を経過した日）に障害等級の１級から３級に該当する障害状態にあること。

※「障害厚生年金」の障害等級は、障害者手帳等の障害等級とは基準が異なり　　ます。

３　保険料の納付要件を満たしていること

次の場合は１年６月を経過する前であっても、それぞれの日が「障害認定日」となります。（特例７症例）

1. 上肢・下肢を離断・切断したもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　その日
2. 人工骨頭、人工関節を挿入、置換したもの　　　　　　　　　　　　　　その日
3. 心臓ペースメーカー、人工弁を装着したもの　　　　　　　　　　　　　その日

④　人工透析療法を施行したもの　　　　　　　　透析開始から３ケ月を経過した日

　　⑤　人工膀胱を造設したもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　その日

　　　※人工肛門を造設又は尿路変更術を施行したもの→その日から６ケ月を経過した日

　　　　　　（平成２７年６月１日から変更）

　　⑥　喉頭を全摘出したもの　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　その日

　　⑦　在宅酸素療法を行っている場合　　　　　　　　　　在宅酸素療法を開始した日

**（２）　事後重症制度について**

「障害認定日」の時点では、障害等級の１級から３級に該当する程度の障害状態になかったが、その後６５歳に達する日の前日までに障害状態となった（「事後重症」という）場合は、その時点から請求が出来ます。

 障害厚生年金の請求を行うには、障害等級の認定を受ける必要があります。

請求を希望される方は電話等でご相談ください。

公立学校共済組合千葉支部年金班　０４３－２２３－４１１６

**５　遺族厚生年金について**

　遺族厚生年金とは、組合員が在職中又は退職後に死亡したときに、遺族に支給される年金です。加えて、子のある配偶者には、遺族基礎年金が併せて支給されます。

**（１）遺族厚生年金の支給要件**

①組合員が在職中に死亡したとき

②退職後に、組合員であった間の傷病が原因で、初診日から５年以内に死亡したとき

③障害等級が１級又は２級の障害厚生年金等の受給権者が死亡したとき

④組合員期間等が２５年以上の者が死亡したとき

※①②については保険料納付要件あり

**（２）遺族の範囲**

　　　遺族厚生年金を受給できる遺族とは、組合員又は組合員であった者の死亡当時、その者によって生計を維持していた次の者をいいます。なお、上順位の者に支給される場合、下順位の者には支給されません。

※１　子及び孫については次のいずれかに該当する未婚の者に限

られる。

ア　18歳到達年度の末日（高校卒業）までの間にあること

イ　20歳未満で障害等級１級もしくは２級に該当する障

害の状態にあること

※２　夫、父母、祖父母については受給権発生時55歳以上（支給

開始は60歳）

30歳未満で子のない妻が遺族となる場合は、5年間の有期

支給となる。

※１

※２

第一順位　配偶者及び子

第二順位　父母

第三順位　孫

第四順位　祖父母

※２

※１

※２

**（３）遺族基礎年金について**

　　　遺族基礎年金は、組合員が死亡したときに、組合員の子のある配偶者又は子に対して

支給されます。したがって、子がいない場合は支給されません。（子とは、18歳到達年

度の末日までにある子又は１級・２級の障害状態にある20歳未満の子でいずれも未婚

の方に限ります）。

～　事務担当者様　～

組合員の方が亡くなったときは下記へご連絡ください。

状況をお聞き取りの上、必要書類を送付いたします。

公立学校共済組合千葉支部年金班　０４３－２２３－４１１６

**６　本通知の取扱いについて**

　本通知の内容は、公立学校共済組合千葉支部のホームページ（トップページ→手続きナビ「共済制度に関する手続き」→年金に関する手続き）にも掲載しています。次年度以降については、ホームページへの掲載（６月下旬予定）のみとさせていただく予定でおりますのでよろしくお願いします。